

第5章 産業連関表作成作業の概要

1 産業連関表に記録される対象期間と地域的範囲

(1) 対象期間

平成17年(2005年)1月から12月とする。(暦年)

産業連関表に記録される生産活動及び取引の対象期間は、通常、1月から12月までの1年間(暦年)である。

(2) 地域的範囲

埼玉県内で行われた財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。

具体的には、本社所在地が県外にある企業の県内で行われた生産活動は含まれるが、本社所在地が県内にある企業の県外で行った生産活動は除かれる。

2 取引活動の記録の時点

産業連関表が対象とする生産活動及び取引の記録の時点は、原則として「発生主義」による。

発生主義とは、当該取引が実際に発生した時点を記録時点として適用することをいう。

3 金額による評価

取引活動の大きさは、「金額」で評価する。

4 部門分類

(1) 部門分類の一般原則

列部門、行部門を原則として「生産活動単位」により分類する。いわゆるアクティビティベースの分類であり、「商品」×「商品」の表である。

(2) 部門分類の定義・範囲

部門分類は、国の産業連関表の基本分類の概念・定義・範囲を基準に設定し、移出・移入という都道府県表独自の部門を加えた。

移出：他都道府県への販売等(都道府県間の輸出)

移入：他都道府県からの購入等(都道府県間の輸入)

(3) 埼玉県の産業連関表の部門数

	(行)		(列)
ひな型	13	×	13部門
統合大分類	34	×	34部門
統合中分類	108	×	108部門
統合小分類	190	×	190部門
基本分類	520	×	407部門

(4) 移出・移入の定義・範囲

「移出」とは、県内で生産された財・サービスのうち県外へ供給された財・サービスと、県外居住者が県内で購入した財・サービスである。

「移入」とは、県外で生産された財・サービスのうち県内へ供給された財・サービスと、県内居住者が県外で購入した財・サービスである。

(5) 雇用者所得の定義・範囲

埼玉県の産業連関表で表されている雇用者所得は、原則、県内の事業所で従事する者に対して発生した雇用者の所得を指す。したがって、県内居住者が県外の事業所で従事している者の所得は含まない。

5 公表する統計表

- 1 取引基本表（生産者価格評価表）（13、34、108、190部門）
- 2 投入係数表（同上）
- 3 逆行列係数表 $(I - A)^{-1}$ （同上）
- 4 逆行列係数表 $[I - (I - M)A]^{-1}$ （同上）
- 5 最終需要項目別生産誘発額表、誘発係数表、誘発依存度表（同上）
- 6 最終需要項目別粗付加価値誘発額表、誘発係数表、誘発依存度表（同上）
- 7 最終需要項目別移輸入誘発額表、誘発係数表、誘発依存度表（同上）
- 8 雇用表（同上）

6 取引基本表の基本的構造

(1) 価格の評価方法

「実際価格」による「生産者価格」評価で作表した。

「実際価格」とは、実際に取引が行われた価格で評価する方法である。

「生産者価格」とは、生産者が出荷する段階での販売価格をいう。生産者価格では、流通コストである「商業マージン」や「貨物運賃」を含まない価格である。

(2) 移輸入の取扱い

原則、「競争移入型」で作表した。

中間需要部門や最終需要部門の数値については、県産品の投入・産出、輸入品及び他都道府県産の投入・産出を区別せず、まとめて計上した。

(3) 輸出入品の価格評価

輸出入品の価格評価については、普通貿易の輸入はC I F価格の評価、普通貿易の輸出はF O B価格の評価で計上した。

※ C I F価格（国際貨物運賃・保険料を含む価格。Cost Insurance and Freight）

※ F O B価格（本船渡し of の価格。Free on Board）

(4) 消費税の取扱い

各取引額については、消費税を含む「グロス表示」で計上した。

「グロス表示」とは、実際の取引額に基づき、そのまま税額を含めて表示することをいう。

7 県内生産額

(1) コントロール・トータルズ（C T）

部門別の県内生産額は、産業連関表の計数を推計する際に、最初に推計される計数であり、原則として、当該産業の生産高（商品の生産高やサービスの売上高）をもって推計した。また、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の行う活動については、その経費の積み上げをもって生産額を推計した。

部門別の県内生産額は、産業連関表の行及び列の両面を統制する極めて重要な数値である。産業連関表の推計作業は生産額を確定した上で、その内訳として投入額及び産出額の推計を行う。そのため、これに誤りがあると他部門の投入・産出にまで影響し、表全体の精度が左右されることとなる。この意味で、生産額はコントロール・トータルズ（Control Totals）、略してC Tとも言われている。

(2) 県内概念

県内生産額の範囲は、いわゆる「県内概念」によって規定される。

「県内概念」とは、埼玉県内において行われた生産活動に限定され、本社所在地が県外にある企業の県内で行われた生産活動は含まれるが、本社所在地が県内にある企業の県外で行った生産活動は除かれる。

(3) 自家消費の取扱い

一貫工程における中間製品であり、100%当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・自家消費品は、原則として生産額の記述の対象としない。ただし、一貫工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程で消費されるものであっても投入・産出構造が異なる場合には、原則としてそれぞれの商品ごとに分離し、生産額を計上する。

また、家計における自家生産・自家消費品については農家・漁家の自家消費分のみを計上する。

(4) 委託生産の取扱い

取引基本表では、各部門の生産物が自社生産であるか受託生産品であるかにかかわらず、当該部門に生産額並びにその生産に必要な中間投入及び付加価値を計上する。

しかし、県内生産額推計の基礎資料として工業統計調査を利用している部門では、受託側の産業に計上される生産額は原材料等を含まない「加工賃収入」のみである。

一方、非製造業の委託主としては、商社、百貨店などが多いが、これら卸・小売業の生産額は「売上高－仕入高＝マージン額」であり、その中間投入に委託生産のための購入材料費は計上していない。

その結果、何らの処理を行わないとすれば、原材料生産部門では商社等の委託生産用に販売した原材料の産出先がなくなり、受託生産部門では生産額が過小評価になる一方で、付加価値率が過大評価になる。

そこで、非製造業からの委託生産分については、原材料費等を含んだ生産額を加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗じて算出した。

※ 生産額＝加工賃収入額×製品価額÷（製品価額－原材料費）

(5) 生産額の価格評価

「生産者価格評価表」における県内生産額の価格は「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価され、投入・産出額もこの価格に基づいている。

- ① 製造工業品等は生産者出荷価格で評価する。生産者出荷価格とは、本社や営業所の経費や利潤配当分を含むいわゆる企業の工場出荷価格に相当する。なお、販売価格を高めることとなる内国消費税などの間接税を含み、逆に、販売価格を下げる役割を果たしている政府からの経常補助金はマイナス項目として計上する。
- ② 製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれを該当する部門の県内生産額に計上する。
- ③ 中古品の取扱いに関しては、取引マージンのみを「コスト商業」として商業部門の県内生産額に計上する。
- ④ 事業所の区域が明確にならない産業、例えば、林業、漁業、砂利採取業等の生産品については、生産地に最も近い市場における価格で評価する。なお、市場までの運賃は「コスト運賃」として処理する。
- ⑤ 土地の取引に関しては、土地取得の費用は計上せず、仲介手数料や造成・改良費のみを当該部門の県内生産額に計上する。
- ⑥ 屑及び副産物の取扱いに関しては、原則として「マイナス投入方式」によって処理する。したがって「マイナス投入方式」を採用した屑・副産物の発生額は県内生産額としては計上しない。
- ⑦ 再生資源回収・加工処理の取扱いに関しては、平成12年表では「再生資源回収・加工処理」部門を新設したことにより発生した屑・副産物と同額を当該部門に産出し、さらに当該部門から回収・加工処理に係る経費を付加した額を当該部門を迂回して各投入部門に産出した。このため、屑・副産物に関しては、「再生資源回収・加工処理」部門

の国内生産額に計上している。平成 17 年表においては、「再生資源回収・加工処理」部門に「屑・副産物」を投入せず経費だけを県内生産額とする。

- ⑧ 間接税のうち、財の生産段階で課せられる税は直接の納税者である生産部門の生産額に含め、流通段階で課せられる税は商業の生産額に含む。なお、消費税は価格評価に含める。
- ⑨ 自家生産・自家消費品の生産者価格評価は市中の製品価格を基準とする。
- ⑩ 半製品・仕掛品の在庫増減についての価格評価は、原則として年初と年末の平均価格によって行う。
- ⑪ サービスは、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価する。サービスは、ソフトウェア業、映像情報制作・配給業、新聞、出版、その他の対事業所サービス及び写真業を除き、原則として生産者価格と購入者価格が同額となる。
- ⑫ 帰属計算を行う金融、保険、住宅賃貸料等の部門の生産額評価は帰属計算による額とする。
- ⑬ 政府サービス生産者と対家計民間非営利サービス生産者の生産額の評価は、原則としてその経費の総額によるものとする。

8 最終需要の取引の計上方法

(1) 資本財の取引

耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のいわゆる資本財については、どの部門が購入した場合でも内生部門の取引額としては計上せず、すべて最終需要部門の「国内総固定資本形成」に計上する。

(2) 在庫

在庫は、産業連関表において「在庫純増」として取り扱う。

「在庫純増」とは、対象年次（平成 17 年）末の在庫から対象年次の前年末（平成 16 年末）の在庫を差し引いた在庫の変動分(対象年次末残高－対象年次の前年末残高)をいう。

- ① 「生産者製品在庫純増」には、平成 17 年に生産事業者で生産された製品のうち、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費もされなかった製品を計上する。
- ② 「半製品・仕掛品在庫純増」には、生産事業者において平成 17 年の生産活動で生産された半製品・仕掛品に係るものを計上する。
- ③ 「原材料在庫純増」には、平成 17 年に購入された原材料のうち、その年に使用されなかったものを計上するが、この場合、その原材料を購入した産業（行）部門との交点に計上するのではなく、その商品の属する行部門との交点に計上する。
- ④ 「流通在庫純増」には、卸売・小売業が仕入れた商品のうち、販売されなかったものを計上する。

輸入された商品が在庫となるのは「原材料在庫純増」と「流通在庫純増」のみである。

9 特殊な扱いをする部門

(1) 商業及び運輸部門の活動の推計方法

産業連関表は、部門間の取引実態を記録するものであるが、現実の取引活動は、通常、商業及び運輸部門を経由して行われるものが大部分である。もし、これを取引の流れに従って忠実に記録しようとするれば、部門間の取引関係は非常に分かりにくいものとなる。

そこで、産業連関表では、商業・運輸部門を経由することなく部門間（例えばA部門とB部門）の直接取引が行われたように記述し、商業マージン及び国内貨物運賃を需要先別に一括計上している。具体的には、生産者価格評価表では、取引の過程で付加された商業マージン及び国内貨物運賃を、購入者側の部門（B）と商業及び運輸の交点にそれぞれ一括計上する。

(2) コスト商業とコスト運賃

通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される特別な商業活動及び運輸活動がある。これらの経費については、「コスト商業」及び「コスト運賃」とよばれ、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ行部門の「商業」及び「運輸」との交点に計上する。

(ア) コスト商業の例

中古品の取引額は、取引基本表では取引マージンのみが「コスト商業」として計上される。

具体的には、家計等における中古乗用車等の取引の取引マージンがこれに相当する。この場合、中古品自体は生産物ではないので産業連関表への記録の対象とはならないが、中古品の取引に伴う商業活動の活動であるため、その取引マージンのみを計上する。

(イ) コスト運賃の例

生産工程の一環として行われる輸送活動（つまり、生産活動のためのコストの一部を形成する輸送活動）に伴う経費

- a 木材や生鮮食料品のように、集荷場や卸売市場等において生産者価格が決定される商品について、それぞれの生産地から集荷場又は卸売市場等の生産者価格が決定される場所までに要した費用。
- b 鉄鋼や船舶のように、その生産のために大規模工場内において、原材料や半製品等を移動させるために要した費用。
- c 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用。

引越荷物、旅行手小荷物、郵便物、中古品、霊きゅう、廃棄物及び廃土砂などのようなものに係る輸送費用

自動車輸送の中で大きな比重を占める廃棄物・廃土砂は、産業連関表においては「屑」ではなく、取引の対象とはならない無価値の物として扱っており、それらを輸送するために要した費用については、それらを発生させている部門の「コスト運賃」として、運

輸部門との交点に計上する。つまり、ある産業にとって、廃棄物・廃土砂の処理（輸送業者への支払）は、当該産業の生産のためのコストの一部と考える。

引越荷物、旅行手小荷物については、部門間の取引を伴う（運賃を発生させる）ものではなく、引越者や旅行者の所有物について、荷物の場所の移動を行うものであり、その輸送費用は、引越者や旅行者のコスト運賃となる。

「宅配便」の扱いについては、その扱う貨物の取引内容によって、国内貨物運賃として流通経費扱いとするか、コスト運賃扱いにするかが分かれる。産業部門間の取引に伴う輸送手段として宅配便を使えば、国内貨物運賃となるが、旅行者が旅先で購入した土産物を、旅行者自らが自宅なり友人に送付すれば、家計のコスト運賃となる。企業活動において、本社・支社間の書類や磁気記録物の受渡しに宅配便を利用すれば、それは当該企業のコスト運賃となる。

（３） 屑及び副産物

ある一つの財の生産に当たって、生産技術上、目的とした財のほかに、必然的に別の財が一定量だけ生産される場合がある。その財を生産物として生産する部門が他にある場合にはこれを「副産物」といい、ない場合には「屑」という。屑・副産物は、残存価格を残している有価財と、ゴミとして廃棄・焼却される無価財（あるいは処理経費がかかることにより負荷財）に分けられる。対象とするのは、有価財であり、統計資料等により把握可能なものである。

産業連関表は、アクティビティベースの分類により作成していることから、原則として一つの部門には一つの生産物に対応させる必要がある。そのため、屑及び副産物については特殊な扱いが必要となる。

その取扱い方式として、一括方式、トランスファー方式、マイナス投入方式（ストーン方式）、分離方式の４つの方法がある。我が国では、原則として、「マイナス投入方式」によって処理し、「一括方式」及び「トランスファー方式」も部分的に採用している。

「石油化学部門が主生産物として合成樹脂原料を 100 単位、副産物として L P G を 10 単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に、L P G を家計にそれぞれ販売している場合」を例とすると、「マイナス投入方式」、「一括方式」及び「トランスファー方式」の表章方法は次のようになる。

（ア） マイナス投入方式（ストーン方式）

この方式では、石油化学部門の生産は合成樹脂原料の（100）であるが、副産物として発生した L P G (10) を、L P G 部門からマイナス投入（つまり販売）したこととする。L P G 部門（行）からみれば、副産物の発生部門（列）である石油化学部門にマイナス、消費部門（列）である家計消費部門にプラスが計上され、副産物である L P G の生産は相殺されてゼロになる。

この方式では、石油化学部門で発生した L P G は、行、列いずれにも国内生産額としては計上されないこととなる。この方式は、提唱者の名前を冠して「ストーン方式」とも言われている。この表形式をとると、「屑・副産物」別に発生源と投入先を捉えることが可能となる。

また、分析上の観点からみると、合成樹脂原料に対する需要はLPGの供給を増加させ、結果としてLPG部門の生産を抑制することとなるが、LPGに対する需要は、石油化学部門の副産物のLPGではなく、専業のLPGに対する需要分のみが波及計算の対象となり、石油化学の生産に対しては直接の影響を及ぼさない。

この方式によれば、副産物としてのLPGが専業としてのLPGよりも競争力が強い場合には、より経済の実態に近い形を表すが、樹脂原料に対する需要が大きく、LPGに対する需要が小さい場合には、LPG部門の生産をマイナスにしなければ需要バランスがとれないという不都合が生じる。

また、鉄屑、非鉄金属屑など、生産がゼロの部門では、輸入係数（国内需要に対する輸入割合）が1を超えたり、計算不能になったりといった問題が生じることがある。

・ マイナス方式(ストーン方式)の表章形式

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	生産額
石油化学	—	100	—	—	100
LPG	-10	—	—	10	(0)
生産額	100	—	(0)		

(イ) 一括方式

主生産物の合成樹脂原料と副産物のLPGとを区別せずに、一括して、石油化学部門の生産額を、樹脂原料(100)+LPG(10)=110として計上する考え方である。家計部門に販売されたLPG(10)は、表上は、石油化学の販売として記録される。

石油化学部門におけるLPGの生産は、LPG部門に対して何ら影響をもたらさないという前提を置くことになるが、副産物が量的にわずかな場合には、この方式も考えられる。

我が国の取引基本表では、畜産部門の「きゅう肥」、果実部門の「果樹の植物成長」等が一括方式によって処理されている。

・ 一括方式の表章形式

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	生産額
石油化学	—	100	—	10	110
LPG	—	—	—	—	—
生産額	110	—	—		

(ウ) トランスファー方式

石油化学部門の副産物であるLPG(10)を、いったんLPG部門に産出し（トランスファー）、LPG部門を経由して家計消費に産出させる方式である。

石油化学部門で発生したLPGは、石油化学部門にもLPG部門にも国内生産額として計上されることとなる。

この方式は、分析上の観点からみると、合成樹脂原料に対する需要は、LPGに対して影響を及ぼさないが、LPGに対する需要は、石油化学部門の生産を誘発するという結果を引き起こすこととなる。

我が国の取引基本表では、新聞、雑誌、放送の各部門における「広告」がこの扱いとなっている。

・ トランスファー方式の表章形式

	石油化学	合成樹脂	L P G	家計消費	生産額
石油化学	—	100	10	—	110
L P G	—	—	—	10	(10)
生産額	110	—	(10)		

(4) 再生資源回収・加工処理部門の取扱い

「再生資源回収・加工処理」部門で取り扱うものは、屑・副産物のうち有価財に限るものとした。しかし、リサイクルに関する統計は未整備なものが多いため、付加価値等の計上を行う範囲については、統計上把握可能な活動のみに限定することとしている。

平成17年(2005年)表では、再生資源回収・加工処理部門は経費のみを計上することとし、経費は屑・副産物に附随して産出されることとする。

(5) 帰属計算部門

「帰属計算」は、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。産出先は、その効用を受けている部門である。

ア 狭義の金融部門

金融部門の活動は、次の二つに大別できる。

- ① 預貯金の管理、受付及び融資業務・・・金融(帰属利子)部門
 - ② 金融証券の発行、引受け、信託及び信用保証等の業務・・・金融(手数料)部門
- このうち、金融(帰属利子)部門について、帰属計算を行う。

帰属利子の産出先については、産業連関表の中間需要部門である各産業部門であり、貸出残高に応じて配分している。住宅ローンは、家計が所有する住宅はすべて帰属家賃による帰属計算が行われるため、住宅の所有者は、内生部門の「住宅賃貸料」部門として扱われる。このため、家計の住宅ローンに関する貸出残高に応じた帰属利子が「住宅賃貸料」に計上されることとなる。

なお、帰属利子は内生部門にだけ産出され、自動車ローンや教育ローン等家計への貸出残高であっても、家計への産出を計上しない。

イ 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、(受取保険料+資産運用益) - (支払保険金+準備金純増)で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。その産出先は、生命保険については、全額が家計消費支出であり、損害保険については、家計消費支出のほか、内生部門に対しても産出する。

ウ 政府の所有する資産に係る資本減耗引当

減価償却を行っていない道路・ダム等の社会資本や政府の建設物等についても、減価償却分を帰属計算し、「社会資本減耗等引当」に計上している。

したがって、これらの部門の生産額は、費用額合計+社会資本減耗等引当(帰属計算分)となる。

エ 持家及び給与住宅に係る住宅賃貸料

実際に家賃の支払いを伴わない持家住宅や給与住宅については、通常の借家と同様、家賃を支払って借りて住んでいるものとみなす扱いをしている。

(6) 仮設部門

産業連関表の内生部門の各部門は、アクティビティに基づき設定されるが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」として表章されている。仮設部門には、基本分類コードの末尾に「P」という識別符号を付して区別している。

なお、仮設部門には付加価値は計上しない。

(ア) 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、罫紙等の事務用品は、企業会計上は、一般的に消耗品として一括処理されることが多いこともあり、これらを生産する各部門は、当該品目を「事務用品」部門へ産出し、各需要部門は、これらを「事務用品」部門から一括して投入する。

なお、事務用品部門を仮設部門として特掲することにより、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなり、表全体の県内生産額は、事務用品の分だけ大きくなるので注意を要するが、付加価値には変化がない。

(イ) 自家活動部門

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄ってしまう場合がある。例えば、輸送活動、こん包活動、自社内教育、自社内研究開発、広告活動、情報処理サービス等がある。

現在、自家活動部門を表章しているのは、自家用自動車輸送部門のみである。

表章形式は、自家活動に必要な財・サービスをいったん自家活動部門（仮設部門）に産出して、各需要部門は財・サービスが一括された「自家活動」という商品を購入することとなる。投入額の推計は、内生部門のみである。

なお、自家活動部門を仮設部門として特掲することにより、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなり、表全体の県内生産額は、その分だけ大きくなるので注意を要するが、付加価値には変化がない。

(ウ) 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

屑及び副産物は、原則としてマイナス投入方式によって処理される。この場合、副産物については、それを主産物とする部門（行）が存在するので処理できる。しかし、「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため、行部門についてのみ、仮設部門として「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」部門を設けて処理する。

なお、その他の屑については、関係の深い原材料部門（例えば、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」）に格付けして処理している。

(7) 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二通りの方法がある。

現在、物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、国の産業連関表に準じて、物品賃貸業を全面的に「所有者主義」で扱っている。

※「使用者主義」

所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかを問わず、その生産設備等を使用した部門にその経費等を計上するという考え方である。このため、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、その使用部門が賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費と減価償却費を控除したもの）を、当該部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上する。したがって、賃貸部門は部門として成り立たない。

※「所有者主義」

実態に即し、その生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方であり、賃貸部門を立てる。所有者主義では、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸部門の生産額となり各生産部門は物品賃貸料（支払）を物品賃貸部門からの中間投入として計上する。

(8) 政府及び対家計民間非営利団体の活動

「政府活動」等は、「生産活動主体分類」によって、産業（のうち「公的企業」）、対家計民間非営利サービス生産者、政府サービス生産者の活動に大別される。

対家計民間非営利サービス生産者、政府サービス生産者の活動については、一般の産業と比べて、その活動の基本原理が異なるため、特殊な扱いを行っている

- ① 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の国内生産額は、経費総額をもって計測するため、営業余剰は計上しない。
- ② 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を当該部門の「中央政府集合的消費支出」、「中央政府個別的消費支出」、「地方政府集合的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

(ア) 公的企業

「公的企業」とは、原則として①又は②に該当するものをいう。

- ① 生産される財・サービスが、民間事業所において生産される財・サービスと同じ種類のものであること。その価格又は料金が供給される量又は質に比例しており、財・サービスの購入が購入者の自由意思に基づくこと。さらに、特殊法人及び独立行政法人等であって、政府による監督・所有関係が存在すること。
- ② ①に該当する政府の一部の特別会計（地方公共団体では事業会計）も「公的企業」に属するものとして扱う。

ただし、保健、教育、文化などの社会的、公共的サービスについては、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されている場合は、この分野に含めず「政府サービス生産者」のうちの「準公務」に分類する。

(イ) 対家計民間非営利サービス生産者

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、以下の二つの要件を満たす団体をいう。具体的には、宗教団体、労働組合、学術・文化団体、政治団体等が該当する。

- ① 営利を目的とせず、無償又は著しくコストに見合わない価格で家計に対してサービスを提供していること。
- ② 政府による監督を受けていないこと、又は、政府の出資比率が50%未満で、かつ、特別の法令に基づき政府に法人の経営方針の決定や役員任命の権利が与えられていないこと。

(ウ) 政府サービス生産者

「政府サービス生産者」とは、原則として以下のものをいう。

- ① 政治的責任と経済的任務の遂行のため、無償又は著しくコストに見合わない価格でサービスを提供する政府機関、あるいは、特殊法人及び独立行政法人等。
- ② 無償又は著しくコストに見合わない価格でサービスを提供している非営利団体のうち、政府による監督が行われ、かつ、政府から主たる資金供給が行われているもの。さらに、その業務内容が政府の国家的政策の実現という明らかに公的性格を帯びたものであり、政府自身の活動と同一視しうるもの。

ここで扱う「政府サービス生産者」の活動には、大きく分けて次の二つがある。

- ・ 行政、防衛など、政府又は特殊法人及び独立行政法人等のみによって提供され、一般的な税制や他の収入によって賄われている社会的に共通なサービス（集合的サービス）。
- ・ 教育、保健衛生など、その使用料に応じて料金を徴収することも可能であるが、社会的、政治的目的のため、無償又は著しくコストに見合わない価格で提供されるサービス（個別的サービス）。

産業連関表では、分析の用に供するため、「政府サービス生産者」を下記の要件によって「公務」及び「準公務」に区分し、「公務」をさらに「公務（中央）」と「公務（地方）」に分類している。

(9) 分類不明

産業連関表において「分類不明」は、いずれの部門にも属さない取引活動を計上するものであり、また、行及び列部門の推計上の残差の集積部門としての役割も持たせている。

行及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれるが、我が国の産業連関表では「分類不明」を内生部門として位置付け、「分類不明」の行計と「分類不明」の列計の不一致、つまり最終的な全体誤差を「営業余剰」の行と「分類不明」の列の交点で調整している。

10 平成12年（2000年）表からの変更点

（1）部門分類の変更

原則として、国の産業連関表の部門分類の変更に合わせているが、埼玉県産業連関表では、統合中分類の「その他の自動車」と「自動車部品・同附属品」は平成12年表から部門分割を行っているため、平成17年表では、当該部門の部門分割は行わない。

（ア）基本分類

「郵便・信書便」

これまでの「郵便」に民間事業者による信書送達の活動を加えた部門として新設した。

「インターネット附随サービス」

これまでの部門で該当するものがないため新設した。なお、「その他の電気通信」に含まれていたサーバ・ホスティング・サービスは、本部門に含めている。

「真空装置・真空機器」

これまで「ポンプ及び圧縮機」や「化学機械」などに含まれていた真空装置・真空機器製造業を一つにまとめた部門として新設した。

「興行場(除く別掲)・興行団」

これまでの「劇場・興行場」と「興行団」を統合した。

「社会福祉(産業)」

保育所、居宅支援事業所等の経営が株式会社・有限会社等に認められたことにより新設した。

「石炭・原油・天然ガス」

「石炭」については、国内生産額が減少したことから、「原油・天然ガス」部門と列部門の「石炭」を統合し、「石炭・原油・天然ガス」とした。なお、「石炭」は行部門として引き続き表章した。

「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」

日本標準産業分類の改訂により、「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」を新設した。

（イ）統合小分類

「映像・文字情報制作」

「出版・印刷」、「調査・情報サービス」及び「娯楽サービス」の一部を統合した。

「洗濯・理容・美容・浴場業」

日本標準産業分類の改訂により、「洗濯・理容・美容・浴場業」を新設した。

(ウ) 統合中分類

「産業用電気機器」

日本標準産業分類の改定に伴い「重電機器」と「その他の電気機器」を統合した。

「石炭・原油・天然ガス」

「石炭」については、国内生産額が減少したことから、「原油・天然ガス」部門と列部門の「石炭」を統合し、「石炭・原油・天然ガス」とした。

「洗濯・理容・美容・浴場業」

日本標準産業分類の改訂により、「洗濯・理容・美容・浴場業」を新設した。

(エ) 統合大分類

「情報通信」

日本標準産業分類の改定に伴い「その他製造工業製品」、「対事業所サービス」及び「対個人サービス」のそれぞれの一部と「通信・放送」を統合した。

「電気機械」・「情報・通信機器」・「電子部品」

日本標準産業分類の改定に伴い「電気機械」を「電気機械」、「情報・通信機器」、「電子部品」に分割した。

(2) 利用上の留意点

(ア) 「再生資源回収・加工処理」部門の取扱い

平成12年表では、「再生資源回収・加工処理」部門を新設し、「屑・副産物」は一括して「再生資源回収・加工処理」部門に投入され、当該部門から需要部門に産出されることとし、「屑・副産物」の投入に回収及び加工に係る経費を加えたものを生産額として計上した。

しかし、平成17年表においては、「再生資源回収・加工処理」部門には「屑・副産物」の回収及び加工に係る経費のみを計上することとし、「屑・副産物」の取扱いについては、平成7年表までと同様に、「マイナス投入方式」によって計上している。

(イ) 「分類不明」部門の取扱い

「分類不明」部門の概念・定義・範囲は、「他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動」とされ、「他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割」もあるとされている。また、産業連関表の概念・定義上、他に産出先がないために、「分類不明(列)」部門に産出している「金融(帰属利子)」部門の例がある。

国の産業連関表では、「金融(帰属利子)」部門の「分類不明(列)」部門への産出額が約2兆円となり「分類不明」部門の国内生産額の約半分を占めるまでに大きくなったこと等の要因から、「分類不明(列)」部門の合計の数値が「分類不明(行)」部門の合計

の数値を上回ったため、「分類不明（列）」部門と「営業余剰」部門との交点でバランスを取った結果、その交点にマイナスの額を計上している。

埼玉県表も国の産業連関表に準じて、「分類不明（列）」部門と「営業余剰」部門との交点でバランスを取った結果、その交点にマイナスの額を計上している。

(ウ) 社会資本減耗分を計上する資本減耗引当、政府消費支出

道路・ダム等の社会資本減耗が平成12年表から新たに計上されており、これらは粗付加価値部門である資本減耗引当（社会資本減耗分を含む。）、最終需要部門である政府消費支出（社会資本減耗分を含む。）のみならず、生産額にも大きな影響を与えている。

ただし、これらの社会資本減耗の一部は、平成7年表以前でも既に計上済みであることから、7年表以前の計数と12年表以降に計上された「社会資本減耗」のみを除外した計数の比較はできず、この点には注意を要する。

(エ) 携帯電話機の取引に係る家計外消費支出(行)(列)

「携帯電話機」は、移動通信事業者の介在もあり、複雑な価格体系により販売されていることから、携帯電話機の生産者価格と購入者段階の価格に大きな差が生じている。

このため、産業連関表では、その価格差を移動電気通信部門の直接経費とみなし、家計外消費支出（行）として計上し、携帯電話機部門から家計外消費支出（列）に同額を計上している。